平成２４年（フ）第１４７号
広島県福山市神辺町字西中条1450番地１
債務者　藤岡　史朗
１　決定年月日時　平成24年８月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１４８号
広島県福山市神辺町字西中条1450番地１
債務者　藤岡　康子
１　決定年月日時　平成24年８月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１５８号
広島県福山市鞆町鞆463番地20
債務者　川崎　茂浩（旧姓土居）
１　決定年月日時　平成24年８月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１６４号
広島県福山市南手城町２丁目１番１号ジュネス大黒102
債務者　松葉　桂輔
１　決定年月日時　平成24年８月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１６５号
広島県福山市曙町５丁目24番30―３号　信森住宅42
債務者　朝野三重子
１　決定年月日時　平成24年８月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１７１号
広島県福山市西深津町２丁目１番６―401号、旧住所山口県周南市野上町１丁目１番地　第２丸茂ビル811号
債務者　山本　雅彦
１　決定年月日時　平成24年８月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１７４号
広島県神石郡神石高原町小畠1771番地１―Ｅ２、旧住所広島県神石郡神石高原町高蓋1071番地
債務者　若松　優介
１　決定年月日時　平成24年８月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第６７１号
兵庫県加古川市尾上町長田386番地の１
債務者　泉口　美弥
１　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６７９号
神戸市長田区重池町１丁目５番６号　コート上沢205号、従前の住所兵庫県明石市二見町東二見1030番地の３
債務者　近藤　勝己
１　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１０６０号
北海道紋別郡遠軽町生田原清里141番地の６
破産者　有限会社稲山牧場
１　決定年月日　平成24年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２号
群馬県前橋市南町１丁目19番17号
破産者　藤野　好司
１　決定年月日　平成24年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１６３１号
千葉県船橋市浜町１丁目５番３棟311号
破産者　松本　良昭
１　決定年月日　平成24年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５５９号
千葉県市川市八幡２丁目７番19―302号　ＫＫレジデンス
破産者　青木　善彦
１　決定年月日　平成24年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８３０号
神戸市灘区水道筋６丁目４番１号
破産者　甲栄産業株式会社
１　決定年月日　平成24年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５６号
神戸市中央区八幡通４丁目１番17号
破産者　プロビデンス神戸株式会社
１　決定年月日　平成24年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８２号
沖縄県沖縄市知花５丁目17番18号
破産者　外間　政石
１　決定年月日　平成24年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１０４号
沖縄県うるま市字栄野比848番地
破産者　株式会社青空技研
１　決定年月日　平成24年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第９５号
山梨県富士吉田市下吉田719番地
破産者　有限会社ハクホウ食品
１　決定年月日　平成24年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第６号
長野県岡谷市川岸中２丁目20番５号、開始決定時の住所長野県上伊那郡辰野町大字平出1180番地１
破産者　沖山　和男
１　決定年月日　平成24年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所伊那支部